

9

第 26 回総会議事録

(令和 7 年 8 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第26回総会 議事録	
日 時	令和7年8月25日（月曜日）14時00分～15時31分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者 の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 11名 欠席農業委員数 1名（別添出席状況表のとおり）
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 都市農地における耕作の事業に関する計画の設定について</p> <p>第7号議案 横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定について</p> <p>第8号議案 横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選定委員会の設置について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第6号 農地法第5条許可審議案件に対する取り下げについて</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>9号 許可</p> <p>10号 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>7号 許可相当</p> <p>第3号議案</p> <p>11号 承認</p>

	<p>第4号議案</p> <p>5号 承認</p> <p>6号 承認</p> <p>第5号議案</p> <p>25号 承認</p> <p>26号 承認</p> <p>27号 承認</p> <p>28号 承認</p> <p>第6号議案</p> <p>諸12 決定</p> <p>第7号議案</p> <p>承認</p> <p>第8号議案</p> <p>承認</p>
議事	
事務局	(開会 14時00分) 出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。
議長	第26回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第26回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井豊委員と根本委員にお願いします。
議長	それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について」受付番号9号について審議します。事務局から受付番号9号について、説明をお願いします。
事務局 金子委員	<第1号議案受付番号9号を朗読> 申請地は、海軍道路から東へ150mほど入ったところにある平坦な農地です。譲受人は孫と農業を行っており、キャベツ、トウモロコシ、ウドなどを栽培していますが、上瀬谷の土地区画整理に伴い仮換地で所有する農地が減少したため、新たな農地を探していました。譲渡人は令和5年3月に農地を相続で取得しましたが、現在農業を行っておらず、譲受人と譲渡人双方の利害が一致したため、売買を行うことになりました。現況は低い草が一面に茂っていますが、草を刈って耕うんすれば容易に畑として使える状態です。御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第1号議案受付番号9号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第1号議案受付番号9号については、許可とします。

議長	続いて、受付番号 10 号について、事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員	<第 1 号議案受付番号 10 号を朗読> 申請地は、第 9 号議案の申請地と隣接しており、第 9 号議案の申請地の一部と一体的な農地となっています。譲渡人は令和 5 年 3 月に相続で農地を取得しましたが、売買を行う理由としては、第 9 号議案と同じく、現在農業を行っておらず、譲受人と譲渡人の利害が一致したためとなります。 御審議よろしくお願ひします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。
	第 1 号議案受付番号 10 号について、許可とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。
議長	続きまして、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号 7 号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島会長 小宮推進委員	<第 2 号議案受付番号 7 号を朗読> 議案の詳細については小宮推進委員から説明します。 申請者が資材置場に転用し借受人が賃借するものです。申請地の北側には借受人が運営する店舗の戸塚店第 2 駐車場があるのですが、35 区画のうち 10 区画は、現状、資材置場となっています。今年の 1 月から 5 月に借受人が開園したイチゴ狩りができる施設が近隣にあることで戸塚店の宣伝にもなり、6 月以降も戸塚店への来店者が増え、土日は第 1 、第 2 駐車場とも満車になることもあるそうです。 従業員に自動車通勤を控えもらうなど、工夫はしているのですが、来年 1 月にはイチゴ狩り施設の開園時期が控えており、かまくらみちの渋滞に影響がないか懸念しているそうです。そのため、第 2 駐車場に置いてある資材を申請地に移して 10 台分の駐車場を確保したいとのことです。 土地の利用方法ですが、申請地と第 2 駐車場は隣接しているため、申請地の資材はフォークリフトで運搬し、第 2 駐車場との境で運搬車両に積み替えます。一体として利用することで効率的に利用できるため、他に代替できる土地はないと認められます。 次に申請地の周囲の状況ですが、北側は第 2 駐車場に接しており、あとは公道に囲まれています。公道の先は、住宅地、駐車場、資材置場があり、やや離れて北東に申請者の畠があります。 最後に、被害防除ですが申請地は全面砂利敷きとし、雨水は自然浸透により処理します。周囲は北側の通路以外はコンクリートブロック 2 から 3 段で囲います。被害防除に問題はありません。
議長	御審議よろしくお願ひします。 御意見がなければ、採決を行います。 第 2 号議案受付番号 7 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は举手をお願いします。

委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第2号議案受付番号7号については、許可相当とします。
議長	続きまして、第3号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。受付番号11号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 石井豊委員	<第3号議案受付番号11号を朗読> 申請地は住宅敷地となっており、経過年数が平成26年からとなっておりますが、それよりもかなり前から宅地となっている状況で、農地法の適用を受けない非農地の状態であることを確認してきました。 御審議よろしくお願いします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第3号議案受付番号11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第3号議案受付番号11号については、承認とします。
議長	続きまして、第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号5号、6号について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 矢島会長	<第4号議案受付番号5号、6号を朗読> 第5号については、カキ、温州ミカンが植えてあり、第6号についてはキウイフルーツ、ブルーベリーが植えてありました。肥培管理は良好です。 御審議よろしくお願いします。
議長	御意見なれば、採決を行います。 第4号議案受付番号5号、6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第4号議案受付番号5号、6号については、承認とします。
議長	続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号25号、26号、27号、28号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。
事務局 石井勝則委員	<第6号議案受付番号25号、26号、27号、28号を朗読> 25号ですが、伊勢山小学校から西へ約200mの生産緑地1筆でサトイモなどの露地野菜やウメなどを栽培しており、肥培管理は良好です。 26号の詳細については相澤推進委員から説明します。
金子委員 相澤推進委員	26号ですが、阿久和南一丁目はすべて竹林で、二丁目はクリ畑を主に、

	その他、野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
石井勝則委員 清水推進委員	27号の詳細については清水推進委員から説明します。 27号ですが、泉が丘中学校から東へ約500mの生産緑地2団地9筆です。トマトなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
根本委員 田邊推進委員	28号の詳細については田邊推進委員から説明します。 28号ですが、環状3号線坪呑橋北側に位置する生産緑地1筆です。苗木及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。
議長	御意見なければ、採決を行います。 第5号議案受付番号25号、26号、27号、28号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号25号、26号、27号、28号については、承認とします。
議長	続きまして、第6号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の設定について」について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 金子委員 相澤推進委員 根本委員 農政推進担当	<第6号議案受付番号諸12を朗読> 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。 申請者が植木の事業拡大をする計画で、非常にきれいで良い状態です。 議案の趣旨について説明をお願いします。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく、生産緑地の貸借に関するもので、この制度を利用するにあたり、計画の提出を受けているものです。
根本委員 農政推進担当 根本委員 農政推進担当	それについて、農業委員会で議案として審議するものですか。 はい、制度上そうなっているものです。 所有者が一定期間耕作すれば、生産緑地を貸せるという制度になった時にできたものですね。 メリットとしては、農地法のように契約が自動的に更新されないということ、相続税の納税猶予の適用が受けられることの2点になります。
金子委員 事務局 宮川委員 事務局	賃貸借ではなく、使用貸借ということは、無料ですか。 はい、そうです。 制度のレクチャーをしてほしいです。 それでは、追加資料を準備いたします。
委員 宮森委員 事務局	資料の用意に時間がかかるので、次の議案に進み、資料が整い次第、第6号議案の審議を再開したいと思うのですが、よろしいですか。 (了承) これは、10年で使用貸借権の期間が終わる時、現地の確認はするのですか。 納税猶予ではないですし、生産緑地としての管理を続けるということになります。

廣瀬委員	納税猶予は3年毎で見にいきますが、耕作している人が所有者ではなく、借主が耕作しているということで、適正に管理されていれば、問題ないですよね。
事務局 議長	そうです。 それでは資料を用意している間、次の議案の審議に進みます。
議長	続きまして、第7号議案「横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の制定について」について審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	<第7号議案を朗読> 御意見なれば、採決を行います。 第7号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第7号議案については、承認とします。
議長	続きまして、第8号議案「横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員候補者選定委員会の設置について」審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 議長	<第8号議案を朗読> 御意見なれば、採決を行います。 第8号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。 (総員挙手) 総員挙手と認め、第8号議案については、承認とします。
議長	第6号議案「都市農地における耕作の事業に関する計画の設定について」の審議を再開します。事務局より説明をお願いします。
農政推進担当 金子委員	<第6号議案受付番号諸12について追加資料を元に説明> この場合、主たる従事者は誰になるのでしょうか。
農政推進担当	所有者の計画書の中で「貸主の役割」について、申請者の従事日数の一割以上従事するということが書いてありますし、借主が適切に営農しているか確認する、借主の協力を得て当該農地の土砂が周辺道路等に流出しないように管理する、当該農地の周辺住民の相談等に対応するという計画です。
金子委員 農政推進担当	ということは、所有者が主たる従事者になれるということですか。
奥村委員	はい、そうです。
農政推進担当	計画書を拝見せずに決めてしまって良いのですか。どの部分を承認するのかということを明確にしてもらえればと思うのですが。
	議案書にあるものが計画書の概要となりますが、それ以外の内容につい

	ては、先ほど御説明したとおりですので、その内容も加味した上で御審議いただければと思います。
根本委員	事業計画の要件については、横浜市が認めているので、あとは農業委員会で承認するだけということですね。
奥村委員	その承認の根拠は。
事務局	事業計画の要件については、事務局で確認し、あわせて現地確認を行っています。その上で農業委員会での審議を経た後、横浜市で認定を行います。
根本委員	事務局がきちんと現地確認したということだと思います。そうでないと、駐車場などの転用についても計画書や図面の全てを確認することになってしまいます。そのため、事業計画は事務局で確認した上で農業委員会として承認するかどうか、ということですね。
宮川推進委員	それは現地確認の時に、事業計画を含めて事務局及び担当委員が確認したという前提で、今日の審議に至っているということですね。
奥村委員	私が気になったのは、この議案が他とウェイトが違う、慎重な審議が必要なものと解釈したものですから、計画書まできちんと見ないといけないと思った訳ですが、事務局から説明をもらい、現地確認をし、問題がないということですね。これだけ特別な計画のように感じたもので、特別な審議が必要なのかと思いました。
宮川推進委員	農地法第3条、4条、5条については、みなさん基本的に理解しているという前提で、農業委員会の審議が進んでいますよね。この件については、事務局から改めて事業内容を説明してもらい、良く理解した上で審議した方が良いのかなと思います。
事務局	過去に2件、法人から事業計画の提出があり、今回で3件目となります。件数が少ないので、事務局から事業の説明や委員会としての役割を御説明した上で御審議いただくべきでした。
議長	御理解いただけましたか。
奥村委員	はい。
議長	御意見がなければ、採決を行います。第6号議案について、承認することに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案については、承認とします。
議長	続いて、議案書の報告事項について、第1号報告から第6号報告まで一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	<報告事項第1号から第6号まで一括で報告>
根本委員	第3号農地法第5条届出の報告事項、申請番号南西農委54号と申請番号南西農委64号は内容が同じですがどういう状況でしょうか。
事務局	54号を受理した後に、届出内容に修正箇所が発覚し再度64号として届出を受理し、受理通知書の差し替えを行いました。そのため、申請内容と

	しては同一のものとなります。
議長	御意見等がないようでしたら、その他の案件及び連絡事項について、事務局から説明お願いします。
事務局	<事務局から事務連絡を行う> 農地利用状況調査（農用地区域以外の農地）の実施について 令和7年度神奈川県農業委員会活動推進大会の出席依頼について
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見、御質問はありますでしょうか。 御意見がないようでしたら、これをもちまして第26回総会を閉会いたします。
	(閉会 15時31分)

令和7年8月25日開催 第26回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅則	会長職務代理者	欠席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝則		出席	
7	奥村 玄		出席	
8	石井 豊		出席	議事録署名人
9	根本 和正	連合会理事	出席	議事録署名人
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	出席	
12	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮藤 正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤藤 雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 田並所長、山本係長、木場技術職員、幡野事務職員
 三木事務職員、山根事務職員、吉田技術職員
 農政推進担当：黒木係長